一般競争入札公告

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、室戸市契約規則第７条第１項の規定により公告します。

令和８年１１月１２日

室戸市長　植田　壮一郎

記

１　入札に付する事項

⑴　委託業務名　　令和８年度　室戸市内小中学校ネットワークアセスメント委託業務
⑵　委託場所　　佐喜浜小学校、室戸小学校、吉良川小学校、羽根中学校
⑶　委託概要　　別紙仕様書のとおり
⑷　委託期限　　令和９年２月２８日
⑸　予定価格　　事後公表
⑹　最低制限価格　無し

２　入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴　令和８年度室戸市競争入札参加資格者名簿（役務）「情報関連サービス（システムの設計・開発・運用）」に登録されていること。
⑵　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者。
⑶　一般競争入札参加申請受付開始日から入札日の間において、本市から指名停止等の措置を受けている期間が存在しない者。
⑷　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項若しくは第２項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
⑸　銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

３　契約条項を示す場所　　室戸市役所　３階　学校教育課

４　入札参加申請

本入札に参加しようとする者は、受付期間内に以下のものを提出しなければならない。

なお、提出書類は持参または郵送するものとし、その他による申請は受け付けない。

⑴　提出書類

〇一般競争入札参加申請書

(注)申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

⑵　受付期間　この公告の日から入札日前日の１７時１５分まで

⑶　提出場所　〒781-7185　室戸市浮津 25 番地１　室戸市役所　学校教育課（３階）

5　入札参加資格の喪失

申請書等の受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。

⑴　２の入札参加資格を満たさなくなったとき。

⑵　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

6　設計図書について

⑴　設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から当該業務の入札日の前日（祝祭日の場合は前々日）の１７時１５分までの間、室戸市ホームページに掲載する。

⑵　設計図書に対する質疑

設計図書の内容について質疑がある場合は、質疑書を持参、ＦＡＸまたはメールにより受け付けることとし、電話または口頭による質疑は受け付けない。

・受付期限　令和８年１１月１９日（木）１７時１５分まで

・提 出 先　室戸市役所　３階　学校教育課

ＦＡＸ：０８８７－２２－１１２０

メール：mr-060100@city.muroto.lg.jp

※ＦＡＸまたはメールの場合は電話で質疑書の到着を確認すること。

⑶　質疑書に対する回答

質疑に対する回答は、令和８年１１月２０日（金）１７時１５分までに室戸市ＨＰに掲載する。

7　入札及び開札の日時及び場所

⑴　入札日時　令和８年１１月２５日（水）午前１１時００分から

⑵　入札場所　室戸市役所　３階　第６会議室

8　入札保証金　免除する。

9　入札方法等

⑴　郵送による入札は、認めない。

⑵　入札当日に、学校教育課受付印押印済みの入札参加申請書の写しを呈示すること。同書の提示がない場合は、当該業務の入札に参加できないことがある。

⑶　入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

⑷　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

１０　入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札、又は室戸市物品購入業務等競争入札心得（以下、「入札心得」という。）第１０条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

１１　入札の失格

入札心得第１１条各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

１２　落札者の決定

予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が、２人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

１３　契約保証金

落札者は、契約の締結に際し、契約規則第３９条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、契約規則第４０条の規定により免除された場合又は契約規則第４１条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

１４　その他

⑴　当該業務の入札参加申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
⑵　入札参加者はあらかじめ入札心得を承知すること。
⑶　契約締結の期限は、別途指定するものを除き落札決定の通知を受けた日から１０日以内とする。
⑷　提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
⑸　この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。